

小樽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

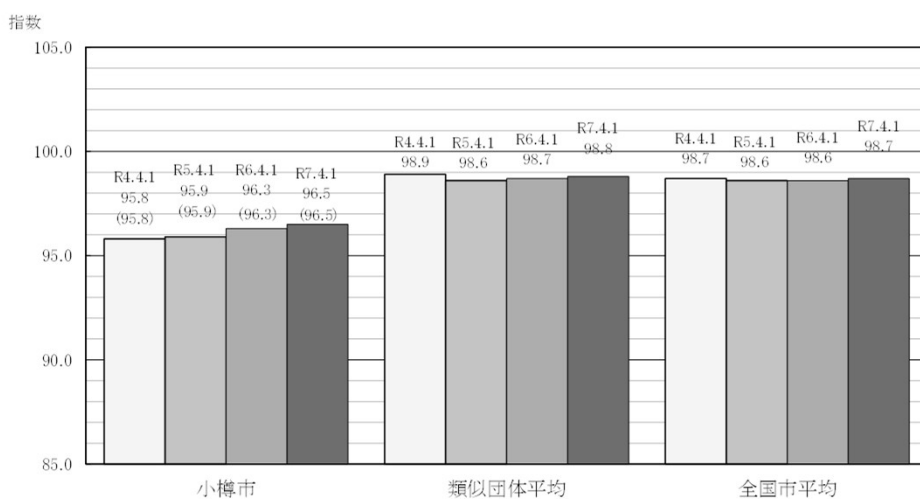
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	5年度の人件費率 %
6年度	104,432	65,401,001	200,272	10,088,581	15.4	14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	1,067	千円 3,959,777	千円 717,366	千円 1,588,207	千円 6,265,350	千円 5,872	千円 6,570

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に到達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

「団塊の世代の退職」を起因とした管理職の昇任年齢の引下げのため。
 国家公務員との昇任制度に差があるため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

- ① 給料表の見直し
 実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

- ② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国の基準と同様とする。

支給対象地域	国基準	小樽市
医師・歯科医師	16 %	16 %
東京都特別区勤務の職員	20 %	20 %
札幌市内勤務の職員	3 %	3 %

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を上昇することとし、令和6年度以降は下表のとおり。

支給対象地域	各年度の支給割合	
	令和6年度	令和7年度
医師・歯科医師	16 %	16 %
東京都特別区勤務の職員	20 %	20 %
札幌市内勤務の職員	3 %	3 %

※ 札幌市内勤務の職員への支給は、平成28年4月1日より実施

- ③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

特別職等の給料月額において、平成30年度当初は、市長は15%、副市長は9%、教育長は6.5%減額しており、平成30年11月から市長25%、平成31年1月から副市長15%、教育長10%に変更していましたが、令和6年4月から市長10%、副市長6%、教育長3.5%に変更しており、これを基礎として計算される手当にも反映しています。また、期末手当については、令和5年度から独自削減を廃止し、支給率は一般職の期末勤働手当の支給率と同率としており令和7年度の支給率は、年間4.65か月としています。

一般職においては、平成16年度から段階的に給料月額の独自削減を実施し、医師以外の職員について、平成26年度は職務の級に応じて1.5%から2.5%の独自削減を行い、平成27年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当(退職手当を除く)にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成9年10月から一部削減しており、平成26年度は部長職と次長職は6.5%、課長職は4.0%を本来の額から減額し、平成27年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成19年度から大幅に見直し7種類から21種類へ削減しましたが、医師確保の観点から平成22年度より30種類としたほか、看護師等に支給される特殊勤務手当について、平成30年4月から勤務1回当たりの支給額を増額しました。令和2年度に新設した新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の特殊勤務手当については、令和5年10月1日に廃止しました。

期末勤働手当について、令和7年度は支給率を年間4.65か月としています。

2 一般行政職給料表の状況(7年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小樽市	42.7 歳	318,355 円	375,224 円	353,261 円
北海道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円	371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小樽市	52.1 歳	49 人	296,892 円	321,663 円	316,539 円				
うち運転手	53.9 歳	4 人	258,000 円	296,977 円	288,177 円	自家用乗用自動車運転者	58.8 歳	235,100 円	1.3
うち用務員	57.5 歳	3 人	376,300 円	396,564 円	384,939 円	用務員	54.0 歳	224,700 円	1.8
うち清掃作業員	54.3 歳	11 人	296,309 円	321,562 円	314,104 円	廃棄物処理業従業員	48.0 歳	320,600 円	1.0
北海道	57.2 歳	89 人	328,900 円	359,868 円	350,856 円				
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円				
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小樽市	5,237,814 円	-	-
うち運転手	5,029,937 円	2,982,700 円	1.7
うち用務員	6,335,003 円	3,018,800 円	2.1
うち清掃作業員	5,513,938 円	4,457,900 円	1.2

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(指導主事及び社会教育主事)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	46.4 歳	412,429 円	553,121 円
北海道	45.1 歳	382,400 円	432,939 円
類似団体	42.1 歳	334,149 円	399,766 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(7年4月1日現在)

区分	小樽市	北海道	国	
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	188,000 円	166,500 円
	中学卒	183,500 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	295,219 円	354,638 円	383,000 円	391,488 円
	高校卒	314,300 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	377,656 円
技能労務職	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	322,325 円
	中学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
教育職	大学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

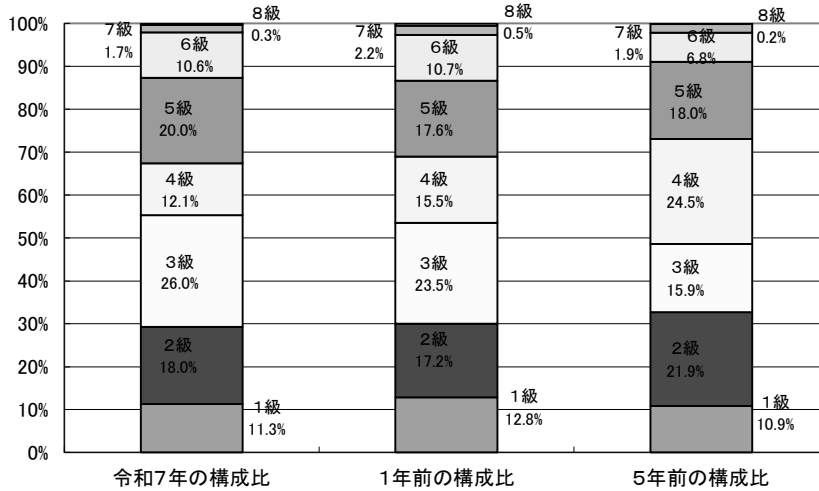
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
8級	複雑又は困難な業務を処理する部長職	2人	0.3%	#####円	#####円
7級	部長職・複雑又は困難な業務を処理する部次長職	11人	1.7%	#####円	#####円
6級	部次長職・複雑又は困難な業務を処理する課長職	67人	10.6%	#####円	#####円
5級	課長職・特に複雑又は困難な業務を処理する係長職	127人	20.0%	#####円	#####円
4級	複雑又は困難な業務を処理する係長職・複雑又は困難な業務を処理する主任職	77人	12.1%	#####円	#####円
3級	係長職・主任職	165人	26.0%	#####円	#####円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	114人	18.0%	#####円	#####円
1級	主事	72人	11.3%	#####円	#####円

(注) 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

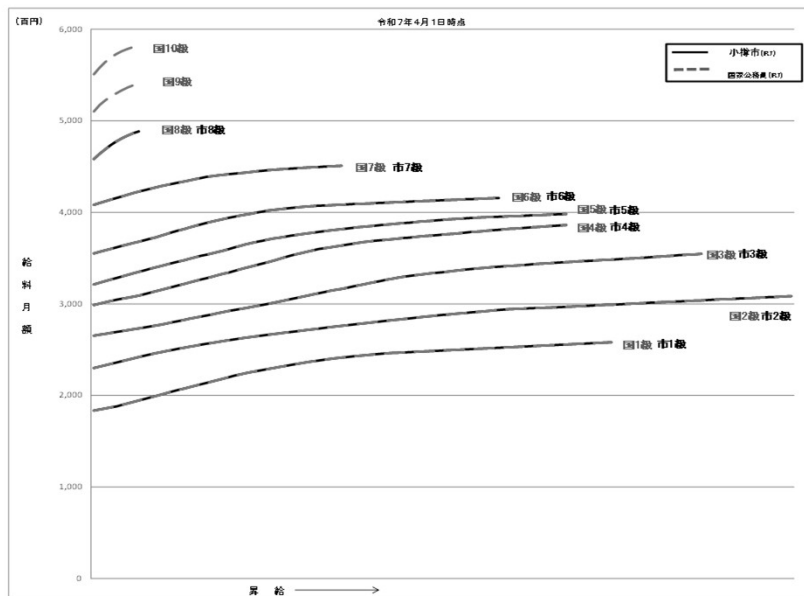


(注1) 平成19年度に9級制から8級制に変更している。（給与構造改革の導入にあわせ、旧給料表の3級と4級を統合等）

(注2) 級別毎に小数点第2位を四捨五入しているため、構成比合計割合が100%にならない場合もある。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小樽市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○			
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小樽市	北海道	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,534 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,789 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況（小樽市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				未定

(2) 退職手当 (7年4月1日現在)

小 樽 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 なし (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 1,563 千円 20,390 千円			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		73,884 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		1,070,781 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
医師・歯科医師	16.0 %	71 人	16.0 %
東京都勤務の職員	20.0 %	2 人	20.0 %
札幌市内勤務の職員	3.0 %	2 人	3.0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		682,437 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		1,805,388 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		24.5 %		
手当の種類(手当数)		18		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等 手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路その他の現場において行う巡回監視	0 千円	1日につき 710円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、1,420円
		河川の堤防、道路その他の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれのある箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0 千円	1日につき 1,080円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、2,160円
		噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業	0 千円	1日につき 1,080円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、2,160円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、避難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると思われるもの	0 千円	1日につき 840円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、1,680円
		上記に掲げる作業に相当すると認められるもの	0 千円	上記に掲げる額に相当する額
危険業務手当	消防職員	消防職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において放水、人命救助、破壊、機関操作、吸水若しくは救急活動に従事する勤務又は消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動(当該緊急消防援助隊が同法第44条の3第1項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。)に従事する勤務	5 千円	1日につき 840円
危険業務手当	消防職員以外	前号に掲げる職員以外の職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき 730円
危険業務手当	建設部職員	建設部に所属する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で総務部長が定めるものに従事する勤務	38 千円	1日につき 300円
困難業務手当	消防職員	消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	0 千円	勤務1回につき 1,100円
		消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1,152 千円	勤務1回につき 730円
		消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	0 千円	勤務1回につき 410円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表の適用を受ける者が従事する勤務	1,200 千円	1月につき 50,000円
調査研究手当	保健所長である医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	1,800 千円	1月につき 150,000円
	保健所長以外の医師又は歯科医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	600 千円	1月につき 50,000円
保健所 診療業務手当	保健所長である医師	保健所における診療業務に従事する勤務	0 千円	1月につき 150,000円
	保健所長以外の保健所医師 又は歯科医師	保健所における診療業務に従事する勤務	600 千円	1月につき 50,000円
週休日等通勤費 (企業職員以外)	交通機関での通勤者(通勤 手当として定期代相当額を 支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	28 千円	交通費実費
企業職員 有害業務手当	病院の診療放射線技師又は エックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する 勤務	1,890 千円	1月につき 7,000円
企業職員 看護職員等 処遇改善手当	病院の助産師、看護師又は 准看護師	病院に勤務する医療職給料表(3)の適用を受ける者が看護業務に従 事した場合	45,100 千円	1月につき 11,000円 ※5年9月までは 1月につき3,600円
企業職員 困難業務手当	病院の助産師、看護師又は 准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の 業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であ る場合	8,950 千円	勤務1回につき 7,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の 業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務であ る場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	5,556 千円	勤務1回につき 3,550円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の 業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務であ る場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	4,905 千円	勤務1回につき 3,100円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表(1)の適用を受ける者が調査研究に従事する勤務	361,132 千円	管理者が定める額
企業職員(病院) 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤 手当として定期代相当額を 支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	42 千円	交通費実費
企業職員 医事手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が診療に従事した場合	249,443 千円	管理者が定める額
企業職員 危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生す るおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従 事する勤務	0 千円	1日につき 730円
企業職員 不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	0 千円	1日につき 400円
企業職員(水道) 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤 手当として定期代相当額を 支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	0 千円	交通費実費

※再任用短時間勤務職員の月額手当・日額手当は、勤務時間に応じて割り落とした額となる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	455,224 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	307 千円
支給実績(5年度決算)	459,382 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	317 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	155,173 千円	
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	92,000 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
小樽市内及び札幌市内 勤務の職員	世帯主	26,000 円
	準世帯主	14,500 円
	非世帯主	9,800 円
	その他	支給なし
国と異なる制度がある場合は その内容と、国の制度を上回 る場合はその理由		

(7) その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	①子・配偶者以外 月額 6,500円(行政職給料表8級以上の職員にあっては3,500円、医療職給料表の職員にあっては支給しない。) ②子 月額 11,500円(16歳から22歳まで 1人5,000円加算) ③配偶者 月額3,000円(行政職給料表8級以上の職員、医療職給料表3級以上の職員にあっては支給しない。)	同	—	154,851 千円	224,422 円
住居手当	借家の場合、月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額(上限 月額 27,000円)	異	国 手当の計算方法や上限額等が異なる	183,936 千円	305,035 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	130,201 千円	129,168 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職 月額 78,000円 ②次長職 月額 62,000円 ③課長職 月額 46,000円	異	国 定額制だが支給額が異なる	146,735 千円	539,465 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	13,119 千円	345,244 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	60,232 千円	154,838 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直 1回4,400円(半日直2,200円) ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直 1回21,000円 ③緊急医療従事及び器具等監視 1回6,000円(半日直3,000円) ④常直的な宿日直勤務 月額22,000円 (勤務日数が月の2分の1以下の場合 月額11,000円)	同	—	54,216 千円	417,046 円
単身赴任手当	勤務異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす場合支給 30,000円に交通距離に応じて加算する額(上限70,000円)を月額として支給	同	—	0 千円	0 円

※「4 職員の手当の状況」に記載している決算額は全会計(病院事業会計・上水道事業会計・下水道事業も含む)を合計したものです。

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市 長	884,700 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 686,000 円
	副 市 長	(983,000 円) 744,480 円 (792,000 円)	891,000 円 / 680,000 円
報 酬	議 長	534,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	482,000 円	670,000 円 / 400,000 円
	議 員	441,000 円	620,000 円 / 377,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(6年度支給割合) 4.60 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 4.60 月分	
退 職 手 当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長 副 市 長	給料月額×支給率(540/100)×勤続年数 給料月額×支給率(450/100)×勤続年数	19,109,520 13,400,640

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

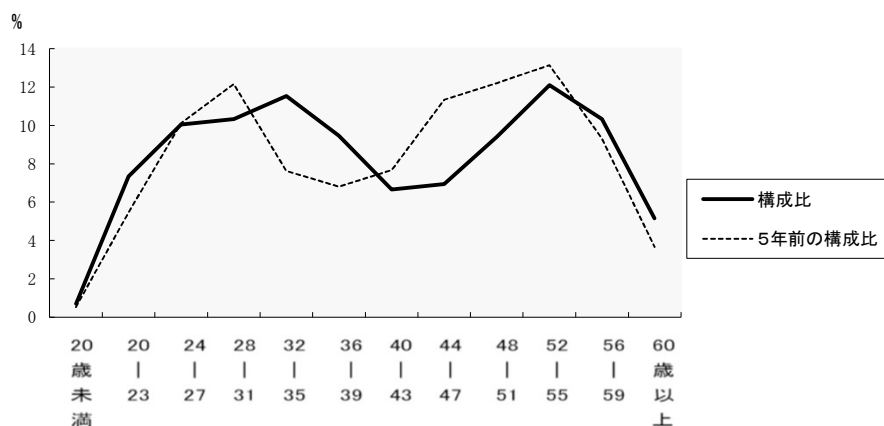
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0	欠員不補充 業務の統廃合縮小
		総務	164	165	▲1	
		税務	68	70	▲2	
		労働	2	2	0	
		農林	8	9	▲1	
		商工	31	31	0	
		土木	133	139	▲6	
	小計	民生	202	202	0	業務の統廃合縮小
		衛生	89	91	▲2	
		小計	707	719	▲12	
	教育部門	102	104	▲2	勤務形態変更による減	
	消防部門	244	244	0		
	小計	1,053	1,067	▲14	<参考> 人口1万当たり職員数 100.83人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 63.32人)	
公営企業等部門	病院	555	561	▲6	欠員不補充 業務の統廃合縮小	
	水道	53	54	▲1		
	下水道	23	23	0		
	その他	59	60	▲1		
	小計	690	698	▲8		
合計		1,743 [2,519] 消防団を除くと2,005	1,765 [2,519] 消防団を除くと2,005	▲22 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 166.90人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	12	128	175	180	201	165	116	121	164	211	180	90	1,743

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	694	688	684	705	719	707	13	(1.9%)
教育	103	101	102	103	104	102	▲1	(▲1.0%)
消防	251	249	242	241	244	244	▲7	(▲2.8%)
普通会計	1,048	1,038	1,028	1,049	1,067	1,053	5	(0.5%)
公営企業等会計	672	669	666	679	698	690	18	(2.7%)
総合計	1,720	1,707	1,694	1,728	1,765	1,743	23	(1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 2,377,264	千円 232,111	千円 275,043	% 11.6	% 11.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費39,865千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令 指定都市を除く)平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	55	千円 202,164	千円 32,386	千円 80,358	千円 314,908	千円 5,726	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

平成16年度から段階的に給料月額額の独自削減を実施し、平成26年度は職務の級に応じて1.5%から2.5%の独自削減を行い、平成27年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成9年10月から一部削減しており、平成26年度は部長職と次長職は6.5%、課長職は4.0%を本来の額から減額し、平成27年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成19年度から大幅に見直し15種類から4種類へ削減、さらに平成21年度に1種類削減し、3種類となっています。

期末勤勉手当について、令和7年度は支給率を年間4.65か月としています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	42.8歳	319,614円	493,017円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市		市町村（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(6年度)		1人当たり平均支給額(6年度)	
1,504千円		1,593千円	
(6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.50月分	2.10月分		
(1.40)月分	(1.00)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

小樽市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	月分	月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			なし		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
10,262千円			7,847千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度分)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	0 千円	1日につき400円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	0 千円	交通費実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	8,379 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	182 千円
支給実績(5年度決算)	14,294 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	311 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	①子・配偶者以外 月額6,500円(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては3,500円) ②子 月額11,500円(16歳から22歳まで 1人5,000円加算) ③配偶者 月額3,000円(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては0円)	同	—	3,749 千円	178,540 円
住居手当	借家の場合、月額12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額(上限月額27,000円)	同	—	6,477 千円	308,446 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	4,100 千円	241,182 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職 月額78,000円 ②次長職 月額62,000円 ③課長職 月額46,000円	同	—	6,096 千円	609,600 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当を含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額26,000円 ②準世帯主 月額14,500円 ③非世帯主 月額9,800円 ④その他 支給なし	同	—	4,752 千円	91,392 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 3,610,603	千円 -256,191	千円 74,678	% 2.1	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,127千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令 指定都市を除く)平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	21	千円 79,146	千円 14,663	千円 32,345	千円 126,154	千円 6,007	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

平成16年度から段階的に給料月額独自削減を実施し、平成26年度は職務の級に応じて1.5%から2.5%の独自削減を行い、平成27年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところですが、管理職手当についても、平成9年10月から一部削減しており、平成26年度は部長職と次長職は6.5%、課長職は4.0%を本来の額から減額し、平成27年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成19年度から大幅に見直し15種類から4種類へ削減、さらに平成21年度に1種類削減し、3種類となっています。

期末勤勉手当について、令和7年度は支給率を年間4.65か月としています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 樽 市	42.3 歳	325,956 円	508,467 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事 業 者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小 樽 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(6年度) 1,540 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,561 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

小 樽 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 10,262 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 月分 勤続25年 月分 勤続35年 月分 最高限度 月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 6,119 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	0 千円	1日につき400円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	0 千円	交通費実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	5,334 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	281 千円
支給実績(5年度決算)	6,339 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	334 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	①子・配偶者以外 月額6,500円(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては3,500円) ②子 月額11,500円(16歳から22歳まで 1人5,000円加算) ③配偶者 月額3,000円(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては0円)	同	—	2,995 千円	299,450 円
住居手当	借家の場合、月額12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額(上限月額27,000円)	同	—	1,685 千円	266,483 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	1,340 千円	267,958 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職 月額78,000円 ②次長職 月額62,000円 ③課長職 月額46,000円	同	—	1,104 千円	552,000 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外勤務手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額26,000円 ②準世帯主 月額14,500円 ③非世帯主 月額9,800円 ④その他 支給なし	同	—	2,025 千円	101,250 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 13,513,213	千円 △ 1,095,462	千円 4,403,998	% 32.6	% 32.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令 指定都市を除く)平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	551	千円 2,199,344	千円 1,299,233	千円 905,421	千円 4,403,998	千円 7,993	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
 定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

医師以外の一般職においては、平成16年度から段階的に給料月額を独自削減を実施し、平成26年度は職務の級に応じて1.5%から2.5%の独自削減を行い、平成27年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成9年10月から一部削減しており、平成26年度は部長職と次長職は6.5%、課長職は4.0%を本来の額から減額し、平成27年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成19年度から大幅に見直しましたが、医師確保の観点から、平成22年度より18種類としたほか、看護師等に支給される特殊勤務手当について、平成30年4月から勤務1回当たりの支給額を増額しました。また、令和2年度に新設した新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の特殊勤務手当については、令和5年10月1日に廃止しました。期末勤勉手当について、令和7年度は支給率を年間4.65か月としています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 樽 市	40.4 歳	349,029 円	666,061 円
うち医師	44.9 歳	590,218 円	1,638,116 円
うち看護師	39.8 歳	318,994 円	542,665 円
うち事務職員	41.9 歳	320,614 円	535,812 円
団体平均	43.8 歳	346,637 円	618,183 円
うち医師	43.8 歳	576,481 円	1,429,309 円
うち看護師	42.0 歳	315,921 円	517,999 円
うち事務職員	47.1 歳	335,568 円	526,889 円
事 業 者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小 樽 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(6年度) 1,643 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,575 千円
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 医師 2.50 月分 2.10 月分 医師以外 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

小 樽 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	月分	月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	なし	
1人当たり平均支給額	1,429	20,208 千円	1人当たり平均支給額	4,773 千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		65,770 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		996,506 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
医師	16 %	68 人	%

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		677,018 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		1,659,358 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		74.0 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
企業職員 有害業務手当	病院の診療放射線技師又は エックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する 勤務	1,890 千円	1月につき 7,000円
企業職員 看護職員等 処遇改善手当	病院の助産師、看護師又は 准看護師	病院に勤務する医療職給料表(3)の適用を受ける者が看護業務に従 事した場合	45,100 千円	1月につき 11,000円 ※5年9月までは 1月につき3,600円
企業職員 困難業務手当	病院の助産師、看護師又は 准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の 業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であ る場合	8,950 千円	勤務1回につき 7,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の 業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務であ る場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	5,556 千円	勤務1回につき 3,550円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の 業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務であ る場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	4,905 千円	勤務1回につき 3,100円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表(1)の適用を受ける者が調査研究に従事する勤務	361,132 千円	管理者が定める額
企業職員 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤 手当として定期代相当額を 支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	42 千円	交通費実費
企業職員 医事手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が診療に従事した場合	249,443 千円	管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	223,299 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	537 千円
支給実績(5年度決算)	224,987 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	551 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	①子・配偶者以外 月額 6,500円(行政職給料表又は医療職給料表(2) 8級以上の職員にあっては3,500円、医療職給料表又は医療職給料表(1) 3級以上の職員にあっては支給しない。) ②子 月額 11,500円(16歳から22歳まで 1人5,000円加算) ③配偶者 月額3,000円(行政職給料表又は医療職給料表(2) 8級以上の職員、医療職給料表又は医療職給料表(1) 3級以上の職員にあっては支給しない。)	同	—	42,670 千円	241,072 円
住居手当	借家の場合、月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額(上限 月額 27,000円)	同	—	58,424 千円	333,852 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	46,654 千円	158,686 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職 月額 78,000円 ②次長職 月額 62,000円 ③課長職 月額 46,000円	同	—	36,696 千円	679,556 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外勤務手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 26,000円 ②準世帯主 月額 14,500円 ③非世帯主 月額 9,800円 ④その他 支給なし	同	—	46,405 千円	88,391 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合に、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	48,082 千円	228,960 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直勤務 1回につき 4,400円(半日直の場合は、2,200円) ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 1回につき21,000円 ③病院における緊急の医療従事や機器等の監視などを伴う宿日直勤務 1回につき6,000円(半日直の場合は、3,000円) ④常直的な宿日直勤務 月額22,000円(ただし、勤務日数が月の2分の1以下の日数の場合は、11,000円)	同	—	54,216 千円	404,597 円